

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成29年 3 月 2 2 日

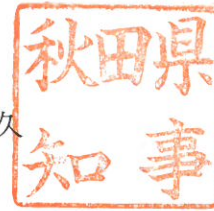
住 所 秋田県大館市花岡町字堤沢42番地

氏 名 エコシステム秋田株式会社
代表取締役 村上 学

COPY

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日	平成29年3月22日	許可番号	館福環-3901
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	中間処理施設(廃プラスチック類の破碎施設) 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず, がれき類		
設置場所	大館市花岡町字獅子の沢85番地(駐機場所)		
処理能力	187.2 t/日 (24時間)		
許可の条件	発生事業場内で行うこと		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の実地検査を受けること。		